

策定年度 (策定年月日)	令和5年度 (令和5年7月31日)
計画期間	令和5年度～令和9年度

熊本県上益城郡益城町惣領地区
農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和5年7月

熊本県上益城郡益城町

目 次

前 文	1
第1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区の名称	2
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	2
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	3
4 産業導入地区の地目別面積	4
5 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
第2 導入すべき産業の業種及び規模	7
1 導入すべき業種	7
2 選定理由	8
3 導入すべき産業の規模	10
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	11
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	12
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	12
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	13
3 認定農業者等の育成	14
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	16
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	16
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	16
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	20
1 施設の整備等	20
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	21
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	22
1 労働力の需給の調整	22
2 農業従事者の産業への就業円滑化対策	22
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	23
1 農業生産基盤及び農業施設の整備	23
2 担い手の育成・確保	23
第9 その他必要な事項	24
1 企業の撤退時のルール等について	24
2 実施計画のフォローアップについて	24

添付図面

- 別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等
- 別紙－2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況
- 別紙－3 主な既存企業の概要
- 別紙－4 立地条件表
- 別図－1－① 産業導入地区位置図
- 別図－1－② 集成図写(惣領地区)
- 別図－2 農業振興地域土地利用計画図
- 別図－3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図
- 別図－4 主な既存企業の位置図

参考資料

- 土地利用計画平面図 惣領工業団地

(前 文)

益城町は、熊本県の中央北寄りに位置し、西は熊本市、南西は嘉島町、南は御船町、東は阿蘇郡西原村、北は菊池郡菊陽町にそれぞれ接し、東西約 11 km、南北約 13 km、周囲約 48 km、総面積は 65.68 km²となっており、南部山麓一体には中山間農地が、中央平坦部には水田地帯が、そして北部台地には畑地帯が展開している。

道路は、国道 443 号と県道 36 号熊本益城大津線（第二空港線）、市街地内を通る県道 28 号熊本高森線によって構成され、九州自動車道の益城熊本空港 IC、九州中央自動車道の小池高山 IC や阿蘇くまもと空港などの交通結節点を結んでいる。

公共交通機関では、阿蘇くまもと空港を有し、国内線 8 路線、国際線 3 路線が就航している。鉄道路線は町内を走っておらず、最寄り駅としては熊本市電の健軍町停留場（熊本市）、JR は豊肥本線の新水前寺駅（熊本市）がある。

気候は、内陸的な気候に属し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれている。

本町における農業は、米や施設園芸作物を中心とし、町産業の基盤として町政発展に寄与してきたところであるが、社会経済構造の変貌により、他産業との所得格差が顕著に現れている状況の中で、販売農家数に占める兼業農家数の割合は 55.9%（2015 年農林業センサス）と過半数の農家が兼業農家となっており、しかも農業人口は高齢化が進むなか徐々に減少しており、農業労働力も大きく低下してきている。

こうした中、国では令和 2 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、政策の展開方向の中で、「国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進」「6 次産業化等の推進」「農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」「経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設」「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」「更なる農業の競争力強化のための改革」「人口減少社会における農山漁村の活性化」「農業の生産基盤強化のための新たな政策展開」「ポストコロナに向けた農林水産政策の強化」などを掲げ、これらの実現に向けた具体的施策を推し進めている。本町においても、農林業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、町独自の支援も織り交ぜながら、第 6 次益城町総合計画と、益城町農業振興地域整備計画書、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、第 6 次益城町総合計画(実施計画)において、「地域力により創出する活気あるまちづくり（産業の振興）」を標榜する本町においては、積極的に企業や工場の誘致を進め、新たな雇用機会を創出し、既存産業の活性化を図ることも今後の課題とされている。町内に安定的な優良企業が進出することで、第 2 次産業・第 3 次産業の活性化のみならず、不安定な兼業に従事している農業従事者や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、新たな産業導入地区の導入に向けて積極的な対応を図ることとしたものである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、新たに実施計画を策定し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、令和 5 年 月から 5 か年間とし、令和 9 年度までに産業の導入の目標を達成する。

第 1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備 考
惣領地区	惣領工業団地	新設

惣領工業団地を新設する。

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

- ・惣領工業団地（新設）

所在地:熊本県上益城郡益城町大字惣領字西窪2101番地1 外65筆 面積:93,850.00㎡

惣領工業団地（新設）の地番表明細は別紙-1、位置は別図-1のとおりである。

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 新規地区(惣領工業団地)

新規地区の候補地の選定に際しては、以下の内容により行った。

①周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

隣接する菊陽町では、専用半導体ファウンドリ最大手の TSMC(台湾積体回路製造)が半導体工場の建設に着手している。半導体製造装置など工場設備の関連企業もこれにあわせ投資を拡大しており、半導体製造設備の保守管理を担うジャパンマテリアル株式会社や半導体の製造過程で発生する排ガスの処理装置などを手掛けるカンケンテクノ株式会社の進出など周辺自治体を始めとして立地・設備投資に向けて積極的な動きが見られる。

②市場への近接性

新規地区は九州自動車道を挟んで熊本総合団地に隣接しており、県道 36 号熊本益城大津線(第二空港線)を介して、県都熊本市にも容易にアクセスできる。さらに、九州自動車道を利用すれば、沿線の主要な都市も商圈に含めることができる。

③交通インフラの整備状況

新規地区は町内の主要幹線である県道 36 号熊本益城大津線(第二空港線)に近接しており、九州自動車道益城熊本空港 IC へのアクセスも容易である。また阿蘇くまもと空港までも至近であり、交通利便性が高い。

④周囲の企業の立地動向

近年、町内企業においては、株式会社湖池屋における九州阿蘇工場の稼働、また、町内の臨空テクノパークにはめっき関連薬品を製造する株式会社 JCU、フッ素樹脂加工品を提供する淀川ヒューテック株式会社、ウエハ洗浄装置を製造する株式会社スリーダインの進出など半導体関連企業に積極的な立地の動きが見られる。

⑤町内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

既存の産業導入地区はすべてが導入済みであり、新規導入企業の立地条件を満たすことができない。

上記の結果を踏まえて、惣領地区を新たな産業導入地区として選定した。

4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農地等					宅地・その他						合計		
	田	畑			計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計	
		普通畑	樹園地	草地										採草放牧地
惣領		88,893.00				88,893.00						4,957.00	4,957.00	93,850.00
計		88,893.00				88,893.00						4,957.00	4,957.00	93,850.00

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
惣領	88,893.00	—	—	—	88,893.00

5 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

【惣領地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計 画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	7. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引)・非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【惣領地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	②	3	4	5	6

※熊本県土地利用基本計画（平成22年3月）による

(3) 都市計画関係

【惣領地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	②	3	4	5	6	7	8

(4) その他

①都市計画区域及び用途地域の範囲及び指定年月日

- ・益城町は、町内全域が都市計画区域であり、一部に用途地域の指定がある。本地域は、地域指定外である。

指定年月日 昭和46年5月18日

最終区域指定 平成27年5月29日

②農地転用に関する調整の結果の状況

益城町農業委員会 令和4年3月25日協議にて調整済

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- ・農業振興地域 指定年月日：昭和46年10月5日
- ・農業振興地域整備計画 策定年月日：平成18年1月17日
- ・農業振興地域面積：3,964ha（令和元年12月31日現在）
- ・農用地区域面積：1,910ha（令和4年12月31日現在）
- ・範囲：別図-2のとおり

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

- ・別紙-2及び別図-3のとおり。

なお、惣領地区には、「団体営畑地帯総合整備事業(惣領地区)（昭和45年事業完了）」が行われているが、すでに事業完了後8年以上を経過している。

⑤周辺における既存企業の立地状況

- ・別紙-3及び別図-4のとおり

⑥開発許可を受ける見込み及びその日程

- ・開発許可予定時期：令和6年3月

⑦立地条件表

- ・別紙-4のとおり

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

1 導入すべき業種

【惣領地区】

大分類	中分類	小分類
製造業	生産用機械器具製造業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造 装置製造業
製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業

2 選定理由

業種の選定にあたっては、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の1つとして創出する必要がある。については、常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種又は生産性や業界成長性が高く、将来に亘って雇用構造の高度化・多様化が見込まれる業種について、本町の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、正規雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い業種や、短期雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえたいうで選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、就業が円滑に行われるよう、地域住民の希望や能力に相応し、かつ所得の向上に資するものを優先的に導入するとともに、特に小規模経営農家、離農した農家及び高齢農業者等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて環境関連の法・条例に基づく届出や公害防止に関する協定の締結を行うこととする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、廃棄物処理法等の関係法令や県条例等を遵守するものとする。

(4) 立地ニーズや事業の実現見通し

産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業3社との間で、事業の実現性等について協議した結果、事業実現に向けて具体的な見通しが立ったことから、ニーズが存するものと判断した。なお、各業種の選定理由と地域農業への影響については、以下に記載する。

- ①生産用機械器具製造業(149 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業)については、県外に工場があり、近隣市町村で大規模半導体生産工場の立地が決定したことから、県内への進出を希望しているため、当該地が適地であり、さらに新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、当該地区が各主要道路へのアクセスが容易にできるため、生産の効率面、物流面で優位性が高く、事業を行う上でメリットがあると判断した。また、製造工場の従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。そして、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進む事によって地域の活性化にも繋がることとなる。
- ②飲料・たばこ・飼料製造業(101 清涼飲料製造業)については、県外に工場があり、新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。本町の優良な地下水を主製品に使用することから、本町の豊かな自然環境を町内外へPRすることにも繋がる。また、製造工場の従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。そして、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進む事によって地域の活性化にも繋がることとなる。
- ③道路貨物運送業(441 一般貨物自動車運送業)については、新設予定事業所の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。当該地区が益城熊本空港ICをはじめ、各主要道路へのアクセスが容易にできるため、物流面で優位性が高く、事業を行う上でメリットがあると判断した。また、従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。そして、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進む事によって地域の活性化にも繋がることとなる。

3 導入すべき産業の規模

【惣領地区】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
		m ²	m ²	m ²	人	人	人	百万円	百万円
26 生産用機械器具製造業	1	10,000			39	31	70	3,458	-
10 飲料・たばこ・飼料製造業	1	10,000			31	24	55	4,031	-
44 道路貨物運送業	1	40,000			112	88	200	2,820	-
計	3	60,000	33,850	93,850	182	143	325	10,309	-

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和9年度までに就業する農業従事者(その家族を含む、以下同)は、次のとおりとする。

【惣領地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
26 生産用機械器具製造業	1	人	人	人	15.4	19.4	17.1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	1	5	5	10	16.1	20.8	18.2
44 道路貨物運送業	1	18	17	35	16.1	19.3	17.5
計	3	29	28	57	15.9	19.6	17.5

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和9年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農業、農業従事者の現状・見込み

区 分	農家数 (戸)	販売農家数 (戸)	農業経営体 実人数 (人)	農業従事者数 (人)
令和2年 (現 状)	713	480	1,261	1,157
令和9年 (見込み)	550	365	880	822

注：現状は2020農林業センサスによる

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農(以下「認定農業者等」という。)の育成・確保にあたっては、以下の取組を実施する。

新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組としては、熊本県新規就農支援センターや農業普及・振興課、上益城農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入を行う。加えて、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携し取組を行う。現在、上益城農業協同組合で小学校へ実施している田植えから稲刈りまで行う農業体験、また、農業体験学習助成事業を活用し農業に関する知見を広められるようにする。

新たに農業を営もうとする青年等の定着に向けた取組としては、本町が中心となり、熊本県立農業大学校や農業普及・振興課、農業委員会、指導農業士、上益城農業協同組合と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後の状況等を共有しながら、巡回指導や、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。また、新規就農者が地域内で孤立する事のないよう、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。経営能力の向上に向けては、上益城農業協同組合が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。さらに、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、益城町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想(令和4年4月)に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。加えて、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及・振興課、上益城農業協同組合、益城町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

区 分	認定農業者	認定新規 就 農 者	集落営農
令和4年 (現 状)	経営体 187	経営体 2	集落営農 3
令和9年 (見込み)	190	2	4

注：益城町産業振興課資料による(令和4年6月末時点)

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等への農用地の利用の集積に関する計画

農地の利用集積を進めるにあたっては、本町は、農業委員会、農業普及・振興課、上益城農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

また、農業委員会、上益城農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、益城町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、益城町は、このような協力の推進に配慮する。

(単位：ha)

区分	農用地面積 ①	認定農業者等への農用地の利用集積面積				認定農業者等及び基本構想水準達成者への利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業受託	計 ②	
令和4年 (現 状)	2,240	328	590	-	918	41
令和9年 (目 標)	2,230	340	610	-	950	42

注：益城町産業振興課資料及び担い手の農地利用集積状況調査による（令和4年3月末時点）

(2) 町内農業者の経営規模

本町では、近年は瓜類を主とした施設園芸の取り組みが盛んに行われ、県下でも有数の産地を形成するに至っている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手農家中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

(単位：経営体(集落営農)、a、頭)

目標経営類型 (作目構成)	営農類型	認定農業者の数	経営規模
		令和4年 現在	令和4年 現在
単一経営	①水稲	15 経営体	7,224a
	②露地野菜	35 経営体	22,012a
	③施設野菜	40 経営体	16,443a
	④果樹	1 経営体	256a
	⑤花き	3 経営体	466a
	⑥畜産	11 経営体	2,777a 3,643 頭
複合経営	⑦水稲+果樹	1 経営体	447a
	⑧水稲+野菜	83 経営体	41,635a
	⑨水稲+畜産	1 経営体	250a
	⑩花き+野菜	2 経営体	26a

注：益城町産業振興課資料による（令和4年6月末時点）

(3) 生産組織の育成

生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

(1) 過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

既存の工業団地については、すでに完売している。

(2) 再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本町における荒廃農地は約 227,752 m²、遊休農地は約 88,759 m²、全体で約 316,511 m²（令和4年3月末日時点）となっているが、町域に散在しており、まとまった用地を確保することは困難である。

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

① 既存の産業導入地区内について

既存の産業導入地区（継続地区）には産業導入未決定地は存在せず、すでに導入を完了している。

② 都市計画法における工業系用途地域及び工業系用途以外の用途地域について

本町の都市計画区域内における準工業地域は約 5.0ha、工業地域は約 12.0ha となっており、工業系の用途地域は全体で約 17.0ha あるが、いずれも幅員 6m以上の道路沿線は、既に民家等が点在又は介在し、まとまった用地の確保が難しいことなどから、用途地域内には一定規模の土地を必要とする産業導入地区を設定することは困難である。

③ 農業振興地域以外の地域について

本町では総面積 6,568ha の約 60.3%にあたる 3,964ha が農業振興地域に指定されている。農業振興地域以外の地域としては、町南部の山間部約 2,138ha、都市計画区域の用途地域 466ha がある。本町は町域の平坦部ほぼ全てが農業振興地域に指定されており、農業振興地域以外での開発は困難と考えられる。

④ 農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

本町の農業振興地域の総面積のうち、農用地区域外の土地は 1,604ha であり、その内訳は農業用施設用地 12ha、森林原野 115ha、住宅地 230ha、工業用地 90ha、その他 1,157ha である。農業振興地域内の農用地区域以外の地域は、山間部及び集落の周辺部にわずかに散在するのみで、宅地等についても、今回の計画施設の立地が可能な面積を確保でき

る土地はない。

また、道路沿線では農業以外の土地利用が進み、一定規模の土地を必要とする産業導入地区を設定することは困難である。

したがって、農用地区域以外の地域で産業導入地区に適した用地の確保は困難である。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

惣領地区は農用地区域の縁辺部に位置し、北側及び東側が水田、南側が既設事業所、西側が九州自動車道に接している。二方を既設の建造物によって分断されていることから、将来にわたって農地の拡張性は低い。また、産業導入地区の設定後、同地区と県道 36 号（熊本益城大津線）に挟まれる形で残される農用地区域も、北側で農用地区域に接しており、集団性は保たれることから、営農上の影響は少ないものと考えられる。

加えて、上記 1 (1)乃至(2)及び 2 (1) のとおり、本町においては農用地区域以外に用地を求められない状況であることから、本地区に産業的土地利用を集積することにより、他の農用地区域の蚕食を未然に防ぐことができる。

これらの理由から、今後の農業基盤整備事業や農地流動化施策を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への影響可能性

惣領地区においては、高性能機械による営農及び農地中間管理事業等の農地流動化施策に該当しない。また、平成 21～24 年には「農村地域防災減災事業(惣領地区 受益面積 58.9ha)」が実施され、管路(L=5,829m)と揚水ポンプ 5 台が整備されているが、地区整備時に付け替えることで機能を保持することから、影響は発生しない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

惣領地区においては、認定農業者 10 名が産業導入地区の総面積約 9.4ha に対し、約 4.3ha の農地において営農しているが、全経営面積に対する同地区に係る面積は僅少である。残りの農業者についても、経営上大部分を占めるのは同地区以外の耕作地等で実施する水稻、施設野菜であるか、もしくは兼業農家の僅少な自作地が残るのみのため、いずれも影響は少ない。

③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

- (a)ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生可能性

惣領地区内にため池、土留工、防風林等はない。排水路については、現在の機能を保持するよう再構築するため、影響は発生しない。

(b) 農業用排水施設等の農用区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

(7) 惣領地区に企業が立地し、工場用水を取水する場合は、基本的には益城町上水道を使用する計画であり、農業用水を使用することはない。

(イ) 立地企業から排水される水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行ったうえで、公共用水域へ放流する。

(ウ) 農業用排水路については、益城町役場建設課及び産業振興課と十分協議を行い、用排水の機能を維持するため、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。

(エ) 地区内の農道の廃止による影響については、当該地区は農用区域の縁辺部にあるため、農作業に支障が出ることはない。

(オ) 惣領地区には、農地中間管理権が存続している農用地は区域に含まれていない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である、又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果

惣領地区には、農業生産基盤の整備開発として「団体営畑地帯総合整備事業(惣領地区受益面積 67.5ha 昭和 45 年事業完了)」が実施されているが、すでに事業完了後 8 年以上を経過している。

(3) 面積規模が最小限であること

今回新設する区域は、企業動向及び事業者とのヒアリング等により、立地ニーズを踏まえた区域面積を設定しており、必要最小限の面積である。

(4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

前述の「団体営畑地帯総合整備事業(昭和 45 年事業完了)」については、事業完了後すでに 8 年以上が経過しており、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和 44 年 5 月 24 日 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通知)」による補助金返還には該当しない。

上記内容について、各団体と下記のとおり協議・調整を行い、内容について以下のとおり合意を得た。

- ・農業用ポンプ管理組合 令和4年8月9日協議にて調整・合意
- ・上益城農業協同組合 令和4年11月18日協議にて調整・合意

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

惣領地区には、農地中間管理機構関連事業の農地流動化施策に該当する農用地は含まれていない。

3 都市計画との調整

産業導入地区は、無秩序な市街化を防止する市街化調整区域内であるので、都市計画法に基づき、周辺環境と調和した良好な工業団地の形成に努める。なお、市街化調整区域内で産業導入地区の区域を設定する場合は、都市計画法第12条の5に規定する地区計画を活用することを基本としつつ、近接地において事業活動を行っている企業の立地を想定していることや、国が進める経済安定保障政策等を踏まえて、事業者及び都市計画部局と調整のうえ、適切な開発についても併せて検討する。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

① 産業の立地・導入に必要な用地

- ・ 目標年次までに施設用地として確保すべき面積：93,850.00 m²
- ・ 調達の方法：所有権移転
- ・ 事業主体：益城町
- ・ 用地買収：令和5年6月～（予定）
- ・ 造成年次：令和6年6月～（予定）
- ・ 分譲開始：令和7年12月～（予定）

② 道路等の整備

産業導入地区への進入路は、計画地南西側の道路を利用するものとし、利用者の安全確保に努めるとともに、幅員を拡張し利用の向上を図る。

③ その他

緑地については、工場立地法の規定に則して工場緑化を促し、周辺地区の環境及び景観を保つものとする。

用水等については、前述のとおり、基本的には益城町上水道を使用し、農業用水を使用することはない。

生活雑排水及び工場排水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行ったうえで、排水河川へ放流する。

立地企業から発生する排ガス・騒音・振動等については、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法並びに熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める基準を遵守し、必要に応じて立地企業が独自に排ガス処理施設等整備を行うこと。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

① 技術者の確保・育成

人材確保に向けて、商工関係機関との連携を強化するとともに、上益城公共職業安定所や教育機関との連携を強める。

② 研究開発・技術開発の推進

研究開発・技術開発による地域活性化の推進に向け、商工関係機関との情報交換を密にし、経済産業省九州経済産業局や各大学等とも連携を図る。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

(1) 定住人口の確保に向けた住環境の整備

本町では、第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策目標の1つに「時代に合った環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を掲げ、今後の取組として、公共交通体系等の再構築、住民と行政との協働による基盤づくりの推進等に取り組むとしている。併せて、別の政策目標として「若い世代の移住・定住の流れをつくる」も掲げており、若い世代や女性の移住・定住の流れを作り出すために交流人口や関係人口の拡大を図る施策を推進するとしている。今後もこれらの取組を推進し、定住人口の確保を図る。

(2) 地域間交流の条件の整備

惣領地区における隣接地域との交流促進に向けては、産業導入地区における協議会等の設立などを検討するなどして、率先して地域間交流を図る。

(3) 生活基盤インフラの整備

あらゆる人が快適に利用できる道路環境を作り、まちの活性化を図るため、町民生活に密着した生活道路や、商工業者が利用しやすい産業導入地区を含む工業団地への連絡道路等の整備を進めるとともに、町内の国道及び県道を管理する各機関に対し、町内の渋滞箇所や通行上支障となり得る箇所等について改善されるよう、交差点の改良や道路の拡幅等を検討する。

また、災害から町民の生命・財産を守るため、県や国と連携し、平成28年熊本地震等を踏まえた防災・減災のまちづくりにも努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- ・益城町農業委員会、上益城農業協同組合との協力体制を確立し、農地の流動化、農業の近代化に伴う省力化により、就業が期待できる60才未満の離農希望者等を把握し、関係機関の協力を得て、職業相談・職業能力開発講座等の各種支援制度の充実と活用に努めるものとする。特に高年齢者の就業については上益城公共職業安定所、社会福祉法人益城町社会福祉協議会（益城町シルバー人材センター）と連絡を密にし、雇用情報等の提供を行う。
- ・優良企業の誘致を契機とし、希望者の把握に始まるUターンの促進、Iターン者の定住促進、新卒者の町内就業・地元定着の促進を図る。このために、上益城公共職業安定所と連絡を密にし、教育機関に対するPRのほか、導入企業の意向に沿って協力する。
- ・男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、女性の就業を援助するため、就業相談会の開催や企業への啓発活動を行う。

2 農業従事者の産業への就業円滑化対策

- ・農業従事者がその希望及び能力に応じて就業できるよう、町と上益城公共職業安定所、益城町農業委員会、上益城農業協同組合、熊本県地域共同就職支援センター等と密接に連携し、職業相談を行う。
- ・熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携、経済産業省九州経済産業局が推し進める「地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」による取組等を活用することで、農業従事者の産業への就業の円滑化を図る。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度 (予定)
県営第二上益城中央地区土地改良事業	堰の改修	県	12.1	59	令和8年度
県営飯野中部地区土地改良事業	管水路の改修	県	104.3	981.6	令和6年度

2 担い手の育成・確保

本町における農業生産の基盤の整備に向けて、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、農業経営基盤強化促進法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルール等について

(1)企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、町と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。万一契約の達成が困難な場合には、速やかに町と協議を行うものとする。

(2)企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

立地予定企業とは現段階において立地に際しての法趣旨の合意は得ているが、将来企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、町と立地企業が連携し、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

2 実施計画のフォローアップについて

(1)実施する項目について

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2)実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については以下に記載する。

①土地利用の調整の状況

導入企業との密な情報交換を行う。

②導入産業の業種及び規模等の概況

導入企業との密な情報交換を行う。

③農業従事者の就業の状況

導入企業への聞き取り調査。

④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

⑤遊休地の解消状況

導入企業への聞き取り調査を行う。

(3)達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に亘って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みが立たない場合は、速やかに当該実施計画の廃止の手続を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

別紙ー 1 産業導入地区の所在、地番、面積等

【惣領地区】

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
益城町	惣領	西窪	2101-1	畑	畑	823.00	
〃	〃	〃	2101-2	公衆用道路	公衆用道路	209.00	
〃	〃	〃	2102-1	畑	畑	1,188.00	
〃	〃	〃	2102-2	公衆用道路	公衆用道路	344.00	
〃	〃	〃	2103	用悪水路	用悪水路	67.00	
〃	〃	〃	2104	公衆用道路	公衆用道路	536.00	
〃	〃	〃	2105-1	畑	畑	745.00	
〃	〃	〃	2105-2	畑	畑	533.00	
〃	〃	〃	2106	畑	畑	2,309.00	
〃	〃	〃	2107	畑	畑	3,018.00	
〃	〃	〃	2110	畑	畑	2,964.00	
〃	〃	〃	2111	畑	畑	1,342.00	
〃	〃	〃	2112	畑	畑	1,572.00	
〃	〃	〃	2115	畑	畑	1,447.00	
〃	〃	〃	2116	用悪水路	用悪水路	1,330.00	
益城町	惣領	西窪	2117	畑	畑	2,770.00	
〃	〃	〃	2118	畑	畑	500.00	
〃	〃	〃	2119	畑	畑	2,894.00	
〃	〃	〃	2120	畑	畑	834.00	
〃	〃	〃	2121	畑	畑	2,077.00	
〃	〃	〃	2122	畑	畑	2,891.00	
〃	〃	〃	2123	畑	畑	2,878.00	
〃	〃	〃	2124	畑	畑	2,824.00	
〃	〃	〃	2125	畑	畑	1,581.00	
〃	〃	〃	2126-1	畑	畑	892.00	
〃	〃	〃	2126-2	畑	畑	304.00	
〃	〃	〃	2126-3	公衆用道路	公衆用道路	138.00	
〃	〃	〃	2126-4	公衆用道路	公衆用道路	27.00	
〃	〃	〃	2130	公衆用道路	公衆用道路	1,399.00	
〃	〃	〃	2131-1	畑	畑	1,200.00	
〃	〃	〃	2131-2	畑	畑	35.00	
〃	〃	〃	2132	畑	畑	2,739.00	
〃	〃	〃	2133	畑	畑	2,999.00	
〃	〃	〃	2134	畑	畑	1,611.00	
〃	〃	〃	2135	畑	畑	1,401.00	
〃	〃	〃	2136-1	畑	畑	1,894.00	
〃	〃	〃	2136-2	畑	畑	1,094.00	
〃	〃	〃	2137	畑	畑	800.00	
〃	〃	〃	2138	畑	畑	2,204.00	
〃	〃	〃	2139	畑	畑	2,981.00	
〃	〃	〃	2140	畑	畑	3,023.00	
〃	〃	〃	2141	畑	畑	796.00	
〃	〃	〃	2142	畑	畑	2,015.00	
〃	〃	〃	2143	用悪水路	用悪水路	907.00	
〃	〃	〃	2144	畑	畑	2,910.00	
〃	〃	〃	2145-1	畑	畑	974.00	
〃	〃	〃	2145-2	畑	畑	1,170.00	
〃	〃	〃	2145-3	畑	畑	860.00	
〃	〃	〃	2146	畑	畑	2,021.00	
〃	〃	〃	2147	畑	畑	942.00	
〃	〃	〃	2148	畑	畑	3,039.00	
〃	〃	〃	2149	畑	畑	1,419.00	
〃	〃	〃	2150	畑	畑	1,501.00	
〃	〃	〃	2151	畑	畑	2,916.00	
〃	〃	〃	2152	畑	畑	1,214.00	
〃	〃	〃	2153	畑	畑	1,660.00	
〃	〃	〃	2154	畑	畑	3,022.00	
〃	福富	峠	1071-3	畑	畑	83.00	
〃	〃	〃	1078-6	畑	畑	23.00	
〃	〃	〃	1079-1	畑	畑	518.00	

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
益城町	福富	峠	1080-1	畑	畑	1,651.00	
"	"	"	1081-1	畑	畑	828.00	
"	"	"	1081-2	畑	畑	773.00	
"	"	"	1083-1	畑	畑	15.00	
"	"	"	1088-1	畑	畑	103.00	
"	"	"	1089-1	畑	畑	73.00	
(66筆)						93,850.00	

畑	88,893.00
公衆用道路	2,653.00
用悪水路	2,304.00
合計	93,850.00

別紙－２ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主 体	事業の着工 完了(予定) 年度	対 図 番 号
県営畑地帯総合整備事業 (益城台地地区)	292.0	1,555,046	畑かん A=292.0ha 区画整理 A=292.0ha 農道 L=4,367m 排水路 L=5,602m	熊本県	S46～S61	1
団体営畑地帯総合整備事 業(惣領地区)	67.5	94,031	区画整理(畑) A=67.5ha	広安農協	S45	2
団体営畑地帯総合整備事 業(大久保地区)	184.3	376,776	区画整理(畑) A=184.3ha	津森農協	S45～S46	3
団体営畑地帯総合整備事 業(小池地区)	77.5	152,434	区画整理(畑) A=77.5ha	飯野農協	S45	4
県営ほ場整備事業 (高遊原地区)	135.0	454,200	区画整理(畑) A=135.0ha	熊本県	S45～S47	5
県営ほ場整備事業 (木山地区)	423.0	1,927,000	区画整理(水田) A=423.0ha	〃	S44～H6	6
県営ほ場整備事業 (飯野地区)	327.0	3,615,000	区画整理(水田) A=327.0ha	〃	S46～H5	7
県営ほ場整備事業 (秋津地区)	39.0	741,600	区画整理(水田) A=39.0ha	〃	S55～H6	8
総合整備事業 構造改善事業	49.6	98,420	画整理(畑) A=49.6ha	木山農協	S43～S45	9
生産総合事業 (小谷地区)	12.6	38,000	画整理(畑) A=12.1ha	益城町	S55	10
新生産総合事業 (小谷地区)	12.1	36,000	画整理(畑) A=12.1ha	〃	S55	11
小規模排水対策事業 (堂園地区)	11.3	140,000	区画整理(水田) A=11.3ha	〃	S58	12
小規模排水対策事業 (川内田地区)	4.9	75,000	区画整理 A=4.9ha	〃	S58	13
広域営農団地農道整備事 業(上益城平坦地区)	4,576.0	2,040,000	農道 L=12,235m W= 6.0m	熊本県	S56～H12	14
一般農道整備事業 (西原益城地区)	623.0	220,300	農道 L=3,111m	〃	S51～S53	15
団体営農道整備事業 (田原地区)	34.0	41,000	農道 橋梁 L=13.5m W= 4.0m	益城町	H6	16
ため池等整備事業 (三竹地区)	7.3	76,030	築堤 L=50m	熊本県	H15～H16	17
ため池等整備事業 (平田地区)	10.2	91,376	築堤 L=81m	〃	H13	18
ため池等整備事業 (砥川地区)	4.2	41,668	築堤 L=90m	〃	H13	19
ため池等整備事業 (小池地区)	14.5	62,600	築堤 L=50m	〃	H14	20
湛水防除	117.0	478,000	排水機場改修	〃	H12～H17	21
排水路整備 (下寺中地区)	3.1	23,800	排水路工 L=560m	〃	H15	22
田園交流基盤整備事業	84.0	1,713,102	農道 L=4,843m (内益城内 L=2,481m)	〃	H10～H17	23

別紙ー 3 主な既存企業の概要

No.	企業名	所在地	主要製品等
①	株式会社コーボー テキスタイル	益城町小池 900	アラミド繊維を用いた軍手や紡績糸の製造 および販売
②	株式会社キセキ九 州	益城町平田 2550	井関農機株式会社製造の農業機器の販売
③	株式会社丸菱ホー ルディングス	益城町宮園 788	製菓や製パン材料の販売および卸売
④	株式会社木原食肉 生業	益城町福富 1062	国産の牛肉や馬肉などの加工および卸売
⑤	株式会社日創建材	益城町寺迫 1209-1	建材の卸売やリフォーム
⑥	熊本交通運輸株式 会社	益城町平田 2240-1	長距離運輸や専属運輸、倉庫業
⑦	フクロ物流株式会 社	益城町古閑 127	一般輸送や物流管理および商品配送等
⑧	日精電子株式会社	益城町小池 977-1	精密プレス加工部品や金型の設計・製造
⑨	株式会社井関熊本 製造所	益城町安永 1400	コンバインやニンジン収穫機の製造
⑩	テクノデザイン株 式会社	益城町田原 2170-9	電子機器やファームウェア及び半導体機器 の設計と製造
⑪	株式会社果実堂	益城町田原 1155-5	機能性発芽食品の開発や製造ならびに販売
⑫	株式会社千成堂	益城町小池 903	豆菓子の製造と販売
⑬	西日本フレッシュ フーズ株式会社	益城町小池 2596-1	カット野菜の製造と卸売
⑭	株式会社再春館製 薬所	益城町寺中 1363-1	「ドモホルンリンクル」などの化粧品や医 薬部外品の製造と販売
⑮	三宝物産株式会社	益城町惣領 1861-2	ナイロン製やアクリル製のマットを製造
⑯	株式会社同仁化学 研究所	益城町田原 2025-5	各種試薬の製造や卸売

※町内に事業所を置く企業のうち、従業員数上位である企業の中から 16 社を選定したもの。

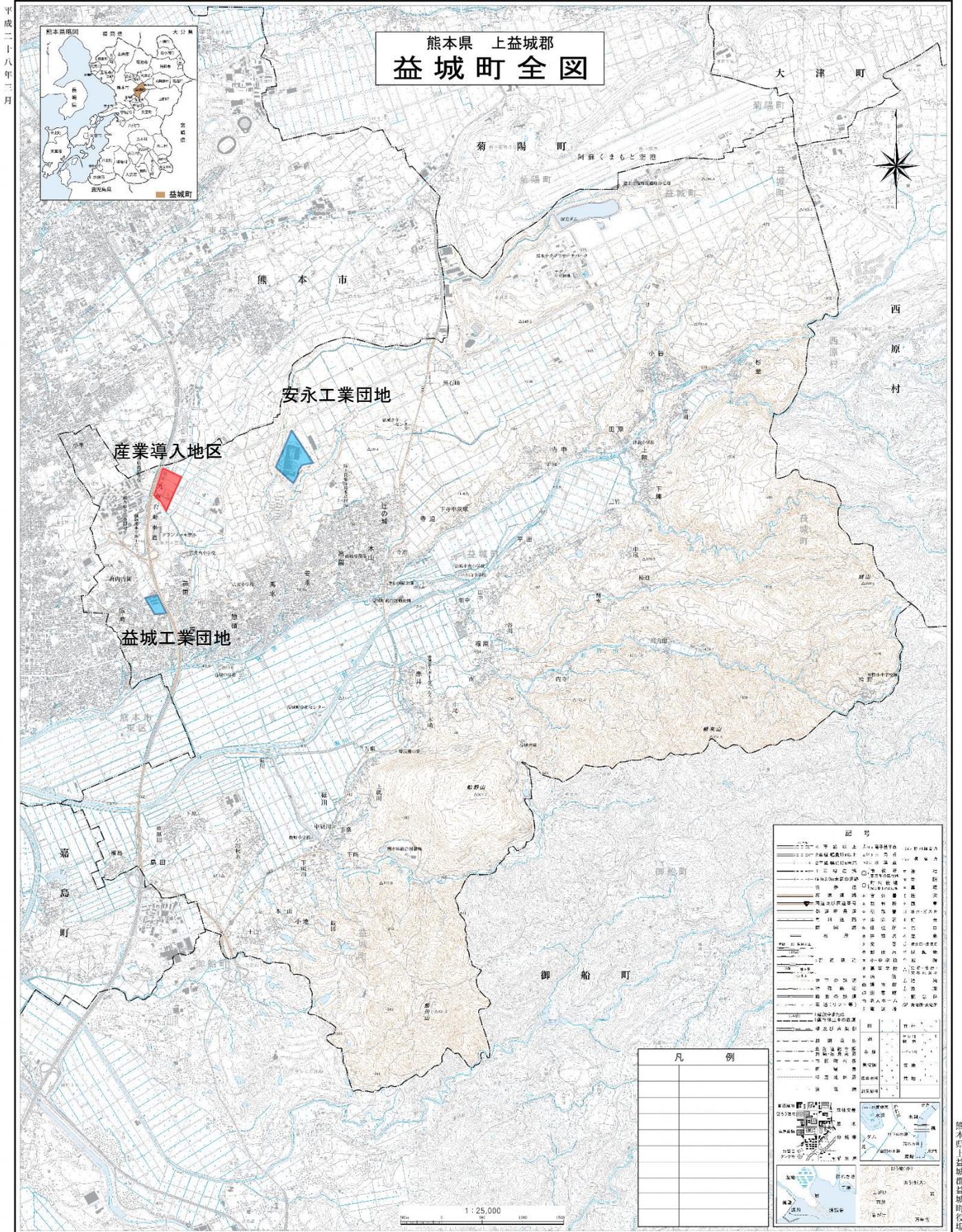
別紙－4 立地条件表

【惣領地区】

立地条件表					令和4年9月調査				
産業導入地区の名称		惣領地区							
造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	④非造成	(造成実施主体名)				
売却可能面積				93,850 m ²	益城町				
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	○年○月	(主たる土地所有者名)				
売却(予定) 価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	地権者 40 名 (相続人を除く)				
地盤・地質	(1) 地質 第 種 (2) 地耐力(N値) (3) 杭打可能な地盤までの深さ m								
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む) <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </table>					可	否	1	②
可	否								
1	②								
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 利用可能年月 年 月 価格 円/m ³ (A) 使用可能量(余裕水量) m ³ /日								
	(3) 地下水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (B) 取水可能量(安全揚水量) m ³ /日								
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (水源名) (C) 既得水利権を控除した取水可能量 m ³ /日								
	(5) 淡水取水可能量 ((A) + (B) + (C) 合計水量) m ³ /日 (D) 淡水取水可能量 m ³ /日								
	(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 益城町上水道 利用可能年月日 令和7年4月 価格 円/m ³ 使用可能量(余裕水利用) m ³ /日								
	(7) 排水条件 種別 種 排水先 水域名 								

輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">県道 36 号 (第二空港線) まで</td> <td style="width: 40%;">500m</td> </tr> <tr> <td>九州自動車道 益城熊本空港 IC まで</td> <td>1,300m</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(鉄道名・線名)</td> <td style="width: 30%;">(駅名)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>新幹線駅</td> <td>九州新幹線 熊本駅</td> <td>10,700m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>熊本市電 健軍町駅</td> <td>4,300m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">最寄港湾埠頭(公共埠頭)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">(水深)</td> </tr> <tr> <td>(港名)</td> <td>熊本港</td> <td>21,000m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7.5m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(港名)</td> <td style="width: 70%;">阿蘇くまもと空港</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9,000m</td> </tr> </table>	県道 36 号 (第二空港線) まで	500m	九州自動車道 益城熊本空港 IC まで	1,300m	(鉄道名・線名)	(駅名)		新幹線駅	九州新幹線 熊本駅	10,700m	通勤駅	熊本市電 健軍町駅	4,300m	可	否	1	②	最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)	(港名)	熊本港	21,000m			7.5m	(港名)	阿蘇くまもと空港		9,000m
県道 36 号 (第二空港線) まで	500m																														
九州自動車道 益城熊本空港 IC まで	1,300m																														
(鉄道名・線名)	(駅名)																														
新幹線駅	九州新幹線 熊本駅	10,700m																													
通勤駅	熊本市電 健軍町駅	4,300m																													
可	否																														
1	②																														
最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)																													
(港名)	熊本港	21,000m																													
		7.5m																													
(港名)	阿蘇くまもと空港																														
	9,000m																														
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 90%;"></td> <td style="width: 10%;">V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p style="text-align: center;">(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 変電所名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(KVA)</td> </tr> <tr> <td>2 引込可能高圧線</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">m</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(KVA)</td> </tr> </table>		V	1 変電所名			(KVA)	2 引込可能高圧線			m		(KVA)																		
	V																														
1 変電所名																															
	(KVA)																														
2 引込可能高圧線																															
	m																														
	(KVA)																														
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 最寄人口 5 万都市</td> <td style="width: 20%;">(都市名)</td> <td style="width: 30%;">合志市</td> <td style="width: 20%;">10.6 km</td> </tr> <tr> <td>(2) 最寄人口 20 万都市</td> <td>(都市名)</td> <td>熊本市</td> <td>9.6 km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	合志市	10.6 km	(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	熊本市	9.6 km																						
(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	合志市	10.6 km																												
(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	熊本市	9.6 km																												
人口地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) 32,776 人</p> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) 814,836 人 (通勤圏に入る市町村数 5 : 熊本市、菊陽町、御船町、嘉島町、西原村) ※令和 4 年 8 月 1 日現在</p>																														
その他	特記事項なし																														

別図-1-① 産業導入地区位置図

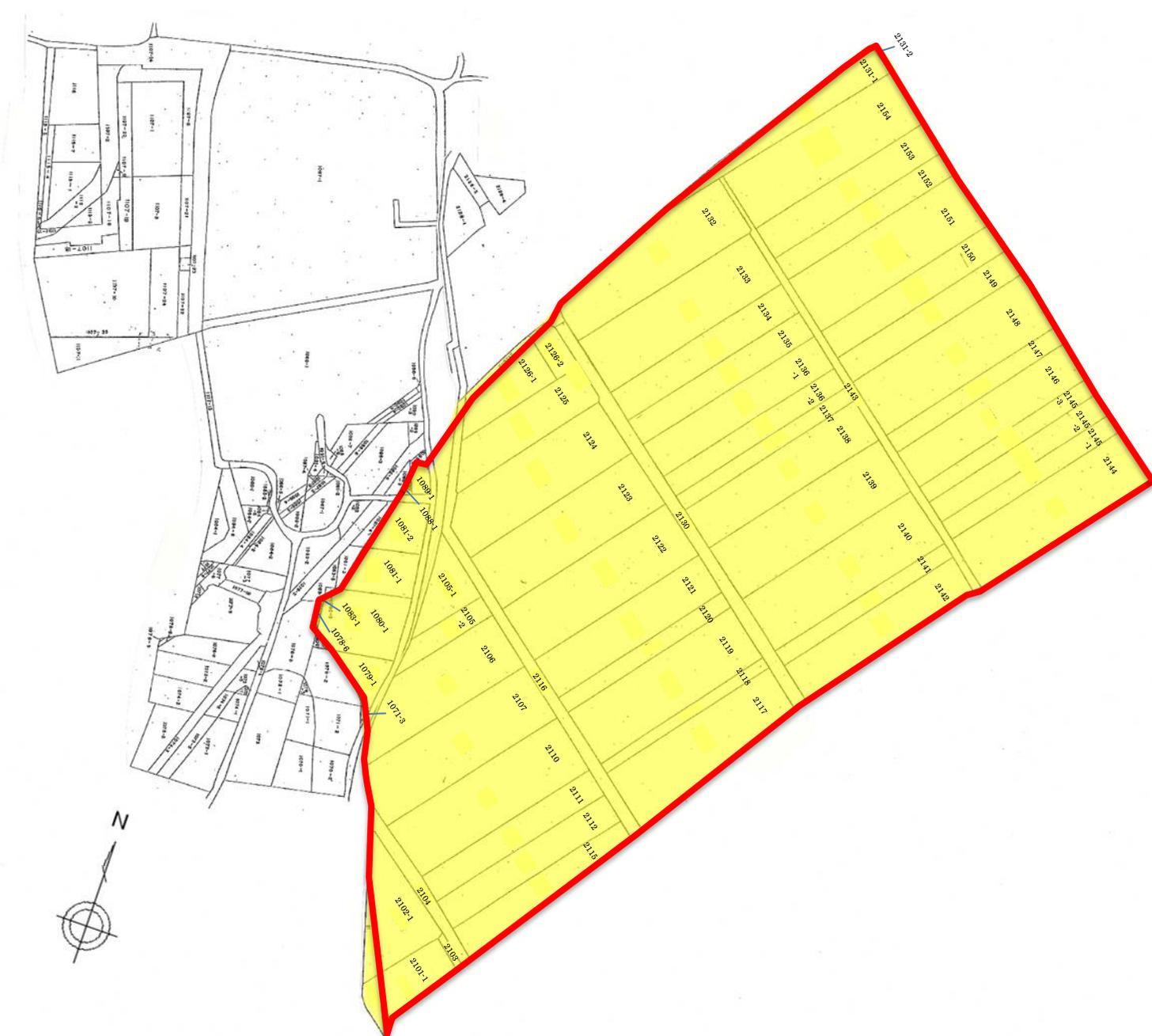


平成二十八年三月

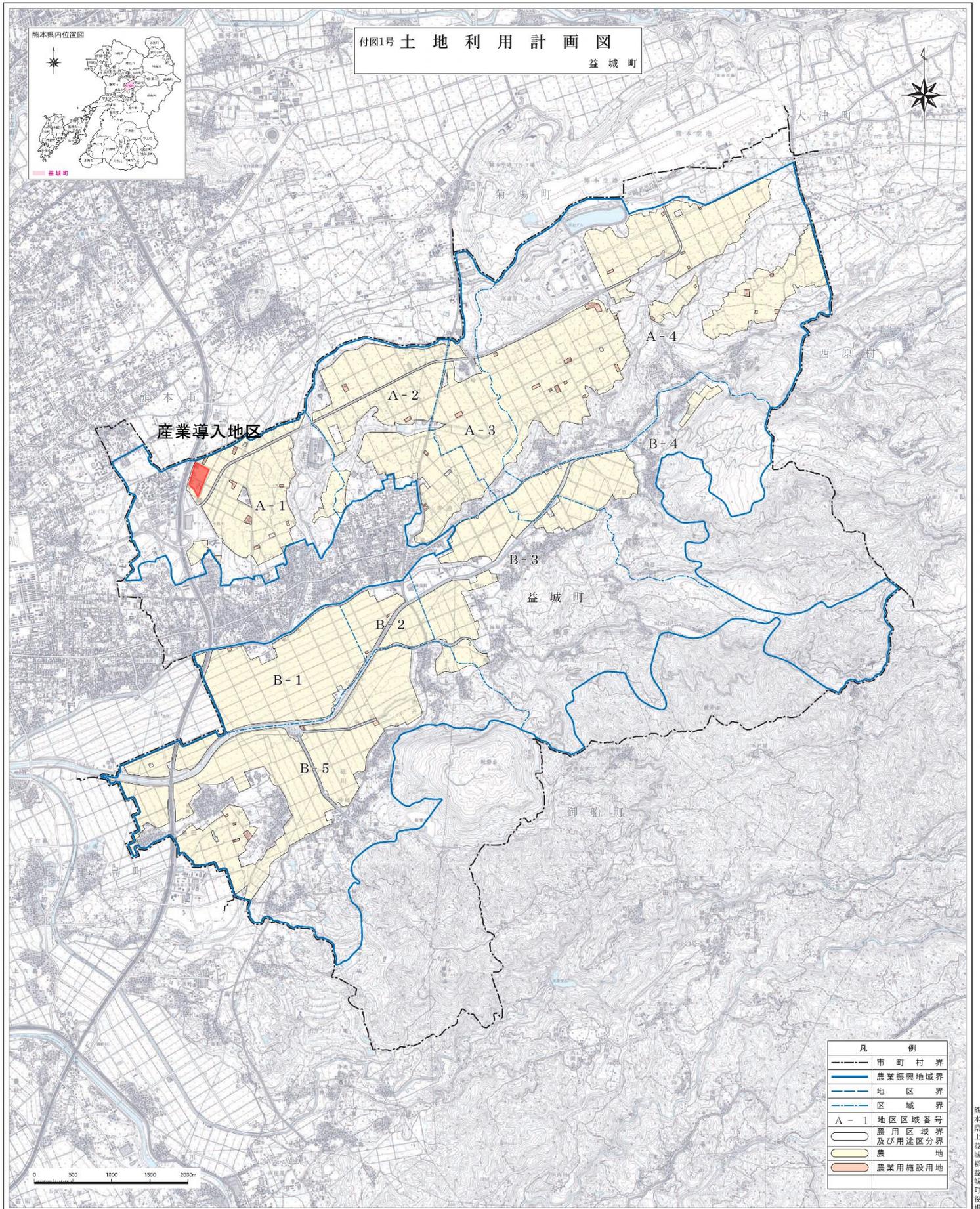
この地図は、国土庁部長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(原図番号 平 27 情報、第 785 号)

熊本県上益城郡益城町役場

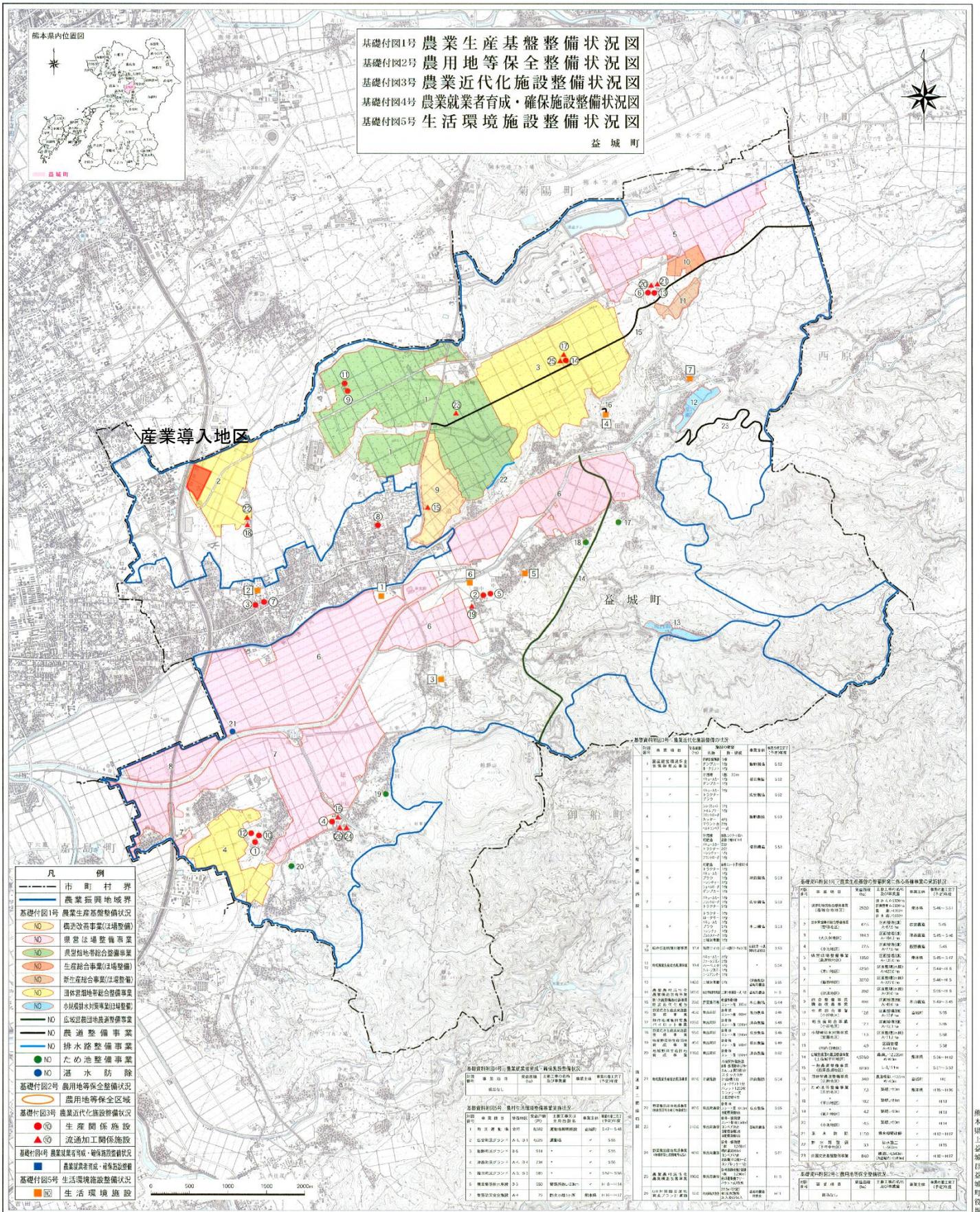
別図-1-② 修正図写 (惣領地区)



別図－2 農業振興地域土地利用計画図



別図-3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図



熊本県上益城郡益城町

別図－4 主な既存企業の位置図

